

電気供給約款ミライフ東日本(株) (東北電力管内) 低圧 (新旧対照表)

※赤字は変更部分

※誤字・脱字等の軽微な修正につきましては、本表への記載を割愛します

現行約款	改訂約款
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 適用</p> <p>(1) 当社が電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者として低圧(第3条(定義)にて定義します。)にて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款(以下「本約款」といいます。)によります。</p> <p>第2条 電気供給約款の変更</p> <p>(1) 第3条(定義) ヌに定める所轄の一般送配電事業者の定める託送供給約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款に変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は本約款を変更することがあります。この場合には、本約款に定める供給条件は、変更後の電気供給約款によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、当社ウェブサイトへの掲載等の電磁的方法等によりお客さまにあらかじめお知らせするものとします。</p> <p>第3条 定義</p> <p>次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>イ 「夏季」: 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>ロ 「その他季」: 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p>ハ 「低圧」: 標準電圧100ボルトまたは200ボルトのものをいいます。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 適用</p> <p>(1) 当社が電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者として低圧(第3条(定義)にて定義します。)にて電気を供給するときの電気料金(以下単に「料金」といいます。)その他の供給条件は、この電気供給約款(以下「本約款」といいます。)によります。</p> <p>第2条 本約款の変更</p> <p>(1) 第3条(定義) チに定める所轄の一般送配電事業者の定める託送供給約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款に変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は本約款を変更することがあります。この場合には、本約款に定める供給条件は、変更後の本約款によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、当社 Web サイトへの掲載等の電磁的方法等によりお客さまにあらかじめお知らせするものとします。</p> <p>第3条 定義</p> <p>次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>イ 「夏季」: 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>ロ 「その他季」: 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p>ハ 「低圧」: 標準電圧100ボルトまたは200ボルトのものをいいます。</p>

ニ 「**契約電流**」：契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

ホ 「**契約容量**」：契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

ヘ 「**契約電力**」：契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

ト 「**契約使用期間**」：契約上電気を使用できる期間をいいます。

チ 「**最大需要電力**」：需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計量される値をいいます。

リ 「**使用電力量**」：お客さまが使用した電力量であり、所轄の一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計測された 30 分ごとの値をいいます。

ヌ 「**所轄の一般送配電事業者**」：東北電力ネットワーク株式会社をいいます。

ル 「**所轄の一般電気事業者**」：東北電力株式会社をいいます。

ヲ 「**需給地点**」：電気の需給が行われる地点をいい、所轄の一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。

ワ 「**消費税等相当額**」：消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

カ 「**営業日**」：土曜、日曜、国民の祝日および法令等により日本において銀行が休業することを認められ、もしくは休業することを義務づけられている日以外の日をいいます。

コ 「**再生可能エネルギー発電促進賦課金**」：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

ク 「**貿易統計**」：関税法にもとづき公表される統計をいいます。

ケ 「**平均燃料価格算定期間**」：貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期

ニ 「**契約電流**」：契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

ホ 「**契約容量**」：契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

ヘ 「**契約電力**」：契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

削除

削除

ト 「**使用電力量**」：お客さまが使用した電力量であり、所轄の一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計測された 30 分ごとの値をいいます。

チ 「**所轄の一般送配電事業者**」：東北電力ネットワーク株式会社をいいます。

リ 「**所轄の一般電気事業者**」：東北電力株式会社をいいます。

ヌ 「**需給地点**」：電気の需給が行われる地点をいい、所轄の一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。

ル 「**消費税等相当額**」：消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

ヲ 「**営業日**」：土曜、日曜、国民の祝日および法令等により日本において銀行が休業することを認められ、もしくは休業することを義務づけられている日以外の日をいいます。

ワ 「**再生可能エネルギー発電促進賦課金**」：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

カ 「**貿易統計**」：関税法にもとづき公表される統計をいいます。

コ 「**平均燃料価格算定期間**」：貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの

間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

第4条 単位および端数処理

ハ 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

第2章 契約について

第8条 電気需給契約の成立および契約期間

(2)契約期間は、次によります。

- イ 電気需給契約が成立した日から、第17条（料金の適用開始の時期）に定める料金の適用開始の日以降2年目の日までといたします。
- ロ 契約期間満了日の14日前に先立って、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

第4章 料金の算定および支払い

第16条 料金

(1) 料金を算定するため、予定される最大需要電力、力率、年間使用電力量、月間使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休業予定日、その他当社が電力供

期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

第4条 単位および端数処理

ハ 契約電力の単位は、1キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

第2章 契約について

第8条 電気需給契約の成立および契約期間

(2)契約期間は、次によります。

- イ 電気需給契約が成立した日から、第17条（料金の適用開始の時期）に定める料金の適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- ロ 契約期間満了日の14日前に先立って、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

第4章 料金の算定および支払い

第16条 料金

削除

給をする上で必要となる情報を予め提出していただきます。

- (2) 基本料金および従量料金に関しては、第(1)項の情報を基に電気需給契約書に定めさせていただきます。
- (3) 料金の算定にあたり、力率割引および割増し、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその他の賦課金（あれば）については、別段の合意のない限り、所轄の一般電気事業者が公表する約款に準じて決定するものとします。また、調達調整額については、当社の電源調達状況にもとづき決定するものとします。燃料費調整額および調達調整額については、別表1のとおりといたします。
- (4) 料金は、電気需給契約書で定めた料金を電気需給契約書で定めた支払期日までにお支払いいただきます。

第18条 検針日

検針は、原則として所轄の一般送配電事業者がお客さま毎にあらかじめお知らせした日に、各月ごとに行うものとします。また、記録型計量器により計量する場合は、電力計の値または最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日を検針日といたします。なお非常変災の場合等、やむをえない事情がある場合には所轄の一般送配電事業者が予めお知らせした日以外の日に検針することがあります。

第21条 料金の算定

- (2) 第19条（料金の算定期間）イ、ロの場合、基本料金に関しては日割計算とします。その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。ここに、「供給した日数」とは、第19条（料金の算定期間）イの場合においては、電気の供給の開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除くものといたします。また、第19条（料金の算定

- (1) 基本料金および電力量料金に関しては、「供給条件にかかる文書兼契約締結前交付書面」および「電力小売供給(低圧)承諾書兼契約締結時交付書面」に定めさせていただきます。
- (2) 料金の算定にあたり、力率割引および割増し、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその他の賦課金（あれば）については、別段の合意のない限り、所轄の一般電気事業者が公表する約款に準じて決定するものとします。また、調達調整額については、当社の電源調達状況にもとづき決定するものとします。燃料費調整額および調達調整額については、別表1のとおりといたします。
- (3) 料金は、電気需給契約書で定めた料金を電気需給契約書で定めた支払期日までにお支払いいただきます。

第18条 検針日

検針は、原則として所轄の一般送配電事業者がお客さま毎にあらかじめお知らせした日に、各月ごとに行うものとします。また、記録型計量器により計量する場合は、電力計の値が記録型計量器に記録される日を検針日といたします。なお非常変災の場合等、やむをえない事情がある場合には所轄の一般送配電事業者が予めお知らせした日以外の日に検針することがあります。

第21条 料金の算定

- (2) 第19条（料金の算定期間）イ、ロの場合、基本料金に関しては日割計算とします。その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。ここに、「供給した日数」とは、第19条（料金の算定期間）イの場合においては、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除くものといたします。また、第19条（料金の算定期間）ロ

期間) 口の場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。

【日割計算の基本算式】

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

① ミライフでんき B の電力量区分を日割りする場合

追加

第 22 条 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

(5) 電気需給契約書において電気料金の支払い方法を自動引き落としと定めた場合、電気料金については毎月電気需給契約書に定める日に、その他については

の場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。

【日割計算の基本算式】

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

① ミライフでんき B の電力量区分を日割りする場合

(3) 第 19 条（料金の算定期間）イの場合の電力量については、料金の算定期間の使用電力量により算定し、第 19 条（料金の算定期間）ロの場合の電力量については、料金の変更があった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。また、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、第 19 条（料金の算定期間）イおよびロのいずれの場合についても、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

第 22 条 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

(5) 電気需給契約書において電気料金の支払い方法を自動引落としと定めた場合、電気料金については毎月当社の定める日に、その他についてはそのつど、

そのつど、お客さまが指定する金融機関の該当口座より自動引落しさせていただきます。かかる自動引落しが行なわれたときに当社に対する支払いが行なわれたものといたします。なお、**振り込み**手数料は当社が負担いたします。

第 35 条 制限または中止期間中の料金

前条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第(1)項によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、その制限または中止期間中についても、原則として、供給が行なわれていたものとみなして料金を算定し、その額をお客さまより申し受けます。

第 38 条 電気需給契約の変更

お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、第 2 章（契約について）に定める新たな電気需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

第 8 章 保安

第 48 条 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社および所轄の一般送配電事業者は、直ちに適切な処置をいたします。

お客さまが指定する金融機関の該当口座より自動引落しさせていただきます。かかる自動引落しが行なわれたときに当社に対する支払いが行なわれたものといたします。なお、**自動引落し**手数料は当社が負担いたします。

第 35 条 制限または中止期間中の料金

前条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第(1)項によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、その制限または中止期間中についても、原則として、供給が行なわれていたものとみなして料金を算定し、その額をお客さまより申し受けます。**ただし、前条第(1)項ハによる場合は、この限りではありません。**

第 38 条 電気需給契約の変更

お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、第 2 章（契約について）に定める新たな電気需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。**ただし、契約電流、契約容量、または契約電力の変更その他の軽微な変更については、電話等による変更の申し込みを受け付ける場合があります**

第 8 章 保安

第 48 条 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社**および所轄の一般送配電事業者**に通知していただきます。この場合には、当社および所轄の一般送配電事業者は、直ちに適切な処置をいたします。

別表

追加

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金については、お客様からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の計算式によって算定された値といたします。
なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ (100 円未満四捨五入)

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0247$$

$$\beta = 0.2573$$

$$\gamma = 0.8912$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価

または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。) までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額 (以下「減免額」といいます。) を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の計算式によって算定された値といたします。
なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ (100 円未満四捨五入)

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価

格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(85,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(\text{平均燃料単価} - 85,400 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	22 銭 0 厘
-------------	----------

格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(83,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(\text{平均燃料単価} - 83,500 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	19 銭 7 厘
-------------	----------